

京都市交通局職員研修規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年10月22日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局職員研修規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員研修規程の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

項目	内 容	時間数	
		時間	時間
教養	事業概要・地方公営企業制度	1	
	職員の身分と公務員倫理(人事評価制度を含む)	3	
	給与・福利厚生	1	21
	安全衛生・健康管理	1	
	接遇の基本 (障害者・認知症の基本的知識等を含む)	9	
	人 権	6	
専門	運 転 関 係 法 令	3	
	運 輸 安 全 マ ネ ジ メ ン ト	1	
	市バス乗務員としての心構え・礼節	3	
	運 賃 制 度	5	
	路 線 ・ 系 統 及 び 市 内 地 理 ・ 停 留 所	8	51
	事 故 防 止 の ポ イ ン ト ・ 事 故 発 生 時 の 処 置	6	
	非 常 時 の 処 置	6	
	お 客 様 応 対 ・ マ イ ク 活 用	7	
	車 両 構 造 ・ 車 載 機 器 取 扱	12	

実技	(大型自動車第二種免許取得済者を対象として採用された者)		246
	乗務練習	118	(13.5日間)
	現場実習	128	(15日間)
	(大型自動車第二種免許未取得者を対象として採用された者)		376
その他	乗務練習	205	(23.5日間)
	現場実習	171	(20日間)
	開講・閉講式	1	12
	乗務練習・現場実習に向けて	6	
試験(学科)	1		
本務試験(実技)	4		
合計	(大型自動車第二種免許取得済者を対象として採用された者)		330
	(大型自動車第二種免許未取得者を対象として採用された者)		460

別表第2 (第3条関係)

(1) 高速運転士

項目	内 容	時間数	
		時間	時間
専門	安 全 の 基 本	22	420
	鉄 道 車 両	128	
	運 転 法 規	92	
	信 号 線 路	42	
	鉄 道 電 気	48	
	運 転 理 論	60	
	検 査 修 繕	20	
	作 業 安 全	8	

その他	人 権 ・ 接 遇	8	6 4
	見 学	8	
	効 果 測 定	1 6	
	入 所 式 , 現 車 実 習 等	2 8	
	一 般 教 養	4	
実技	技 能 講 習	4 6 4	4 7 4
	効 果 測 定	8	
	修 了 式	2	
合 計		9 5 8	

(2) 高速車掌

項目	内 容	時間数	
		時間	時間
専門	車 掌 一 般	1 4	1 0 4
	鉄 道 車 両	2 4	
	運 転 関 係 法 規	2 8	
	信 号 線 路	2 4	
	鉄 道 電 気	1 4	
その他	人 権 ・ 接 遇	8	3 6
	効 果 測 定	1 0	
	入 所 式 , 現 車 実 習 等	1 8	
実技	乗 務 実 習	1 6 0 (20日間)	1 6 2
	修 了 式	2	
合 計		3 0 2	

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行する。

(交通局企画総務部研修所)